別記様式（第13条、第22条、第24条、第25条、附則第２項関係）

別記様式を次のように改める。

（第１面）

12センチメートル

第　　号

立入検査職員身分証明書

職　　名

氏　　名

生年月日

写　真

（印）

8センチメートル

上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第20条第１項（第37条、第41条第３項、第43条第３項及び附則第５条第３項において準用する場合を含む。）の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。

年　　月　　日交付

厚　生　労　働　大　臣　（印）

（第２面）

社会福祉士及び介護福祉士法（抄）

（立入検査）

第20条　厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることできる。

２　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（準用）

第37条　第10条第３項及び第４項、第11条から第13条まで、第16条から第23条まで並びに第25条から第27条までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、――――（中略）――――と読み替えるものとする。